

エスケアステーション相模原中央 ショートステイ料金表
(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

地域区分	4級地	1単位あたり	10.66	円	2026年6月現在
------	-----	--------	-------	---	-----------

介護度	単位	10割	1割	2割	3割
要支援1	～30日	561 /日	5,980 円	598 円	1,196 円
	31日～	503 /日	5,361 円	537 円	1,073 円
要支援2	～30日	681 /日	7,259 円	726 円	1,452 円
	31日～	623 /日	6,641 円	665 円	1,329 円
要介護1	～30日	746 /日	7,952 円	796 円	1,591 円
	61日～	670 /日	7,142 円	715 円	1,429 円
要介護2	～30日	815 /日	8,687 円	869 円	1,738 円
	61日～	740 /日	7,888 円	789 円	1,578 円
要介護3	～30日	891 /日	9,498 円	950 円	1,900 円
	61日～	815 /日	8,687 円	869 円	1,738 円
要介護4	～30日	959 /日	10,222 円	1,023 円	2,045 円
	61日～	886 /日	9,444 円	945 円	1,889 円
要介護5	～30日	1028 /日	10,958 円	1,096 円	2,192 円
	61日～	955 /日	10,180 円	1,018 円	2,036 円

※要介護1～5のお客さまの連続利用31日～60日目については、基本単位数から1日あたり▲30単位となります。

＜加算・減算＞

介	支	項目(要件)	単位	10割	1割	2割	3割
○	○	送迎加算(片道)	184 /日	1,961 円	197 円	393 円	589 円
○		緊急短期入所受入加算	90 /日	959 円	96 円	192 円	288 円
○		夜勤職員配置加算Ⅱ	18 /日	191 円	20 円	39 円	58 円
○	○	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 /月	106 円	11 円	22 円	32 円
○		看護体制加算Ⅱ	8 /日	85 円	9 円	17 円	26 円
○	○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ	所定単位数に17.2%を乗じた単位数で算定				

＜加算・減算要件＞

項目	要件
送迎加算(片道)	居宅と事業所間を車で送迎した場合
緊急短期入所受入加算	お客さま又はご家族の疾病等やむを得ない事情により、緊急で利用した場合
夜勤職員配置加算Ⅱ	人員基準より1人以上の介護職員又は看護職員を夜間に配置した場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器などのICTを導入し、委員会や業務改善を継続して行っている場合
看護体制加算Ⅱ	常勤換算方法で看護職員を1人以上配置し、当該事業所の看護職員により、24時間の連絡体制を確保している場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ	加算のキャリアパス要件を満たし、介護職員の賃金の改善や職場環境の改善等を実施した場合

＜その他の費用＞

朝食	462 円	昼食	841 円	おやつ	78 円	夕食	841 円
滞在費(1日あたり)	3,217 円	日常生活費	実費	交通費(税別) ※実施地域を超えた地点から		20円/km	

※31日目の利用は介護保険外(自費)サービスとなり全額自己負担(課税)となります。

＜キャンセル料＞

サービス利用日の前日午後6時まで	無料	サービス利用前日午後6時以降	実費相当額(食費・滞在費)
------------------	----	----------------	---------------

食費・滞在費の負担軽減制度ご利用の場合

ショートステイご利用時の滞在費および食費については、通常、全額自己負担となりますが、市民税世帯非課税の方で下記要件を満たし、市区町村に申請することにより、負担限度額認定を受けることで減額されます。「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は、ご利用前に必ず当事業所にご提示いただきますようお願い致します。（介護保険負担限度額認定証は、更新の度にご提示をお願い致します。）

<対象者要件>

負担段階	所得要件	預貯金等資産要件
第1段階	・市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階（1）	市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万円超120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階（2）	市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※対象者要件の詳細は、市区町村窓口にてご確認ください

<1日あたりの滞在費および食費の負担限度額>

負担段階	滞在費	食費
第1段階	880円	300円
第2段階	880円	600円
第3段階（1）	1,370円	1,000円
第3段階（2）	1,370円	1,300円

※1日あたりの食費とは、朝食・昼食・おやつ・夕食となります